

4 市 税

(1) 市税一覧

① 市民税

納税義務者	課税標準及び税率																																								
<p>(個人)</p> <p>1 市内に住所を有する個人</p> <p>2 市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(均等割のみ課税)</p> <p>(法人)</p> <p>1 市町村内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>2 市町村内に事務所又は事業所を有し、収益事業を行う社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの</p> <p>3 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人でその市町村内に事務所又は事業所を有しないもの</p> <p>4 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、市町村内に事務所又は事業所を有するもの</p>	<p>(個人)</p> <p>均等割税率 あきる野市に住所を有する個人(1月1日現在の住所) 3,000円</p> <p>所得割税率 一律 100分の6</p> <p>(法人)</p> <p>均等割税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資本金等の額</th> <th>従業員数</th> <th>税額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9号</td> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>1号</td> <td>上記以外の法人等</td> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割税率 資本金の額又は出資金の額が1億円未満で年間の法人税額が1,000万円未満の法人・・・6.0% 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び資本金の額又は出資金の額が1億円未満で年間の法人税額が1,000万円以上の法人・・・8.4%</p>	区分	資本金等の額	従業員数	税額(円)	9号	50億円超	50人超	3,000,000	8号	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	7号	10億円超	50人以下	410,000	6号	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	5号	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000	4号	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000	2号	1千万円以下	50人超	120,000	1号	上記以外の法人等	50人以下	50,000
区分	資本金等の額	従業員数	税額(円)																																						
9号	50億円超	50人超	3,000,000																																						
8号	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																						
7号	10億円超	50人以下	410,000																																						
6号	1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																						
5号	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000																																						
4号	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																						
3号	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000																																						
2号	1千万円以下	50人超	120,000																																						
1号	上記以外の法人等	50人以下	50,000																																						

② 固定資産税

納税義務者	課税標準及び税率
<p>土地 家屋の所有者 償却資産 《毎年1月1日現在》</p>	<p>課税標準額 固定資産課税台帳に登録された価格。ただし、住宅地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の価格。</p> <p>免税点 土地 30万円、家屋 20万円、償却資産 150万円</p> <p>税率 1.4/100</p>

③ 軽自動車税(種別割)

納税義務者	課税標準及び税率																				
<p>原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下又は0.6kW以下 2,000円</td> <td>二輪のもの 3,600円</td> </tr> <tr> <td>特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) 2,000円</td> <td>三輪のもの 3,100円、3,900円、4,600円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下又は0.6kW超0.8kW以下 2,000円</td> <td>四輪以上のものうち</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下又は0.8kW超1kW以下 2,400円</td> <td>1 乗用のもの</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>営業用 5,500円、6,900円、8,200円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>自家用 7,200円、10,800円、12,900円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用自動車 2,400円</td> <td>2 貨物用のもの</td> </tr> <tr> <td>その他のもの 5,900円</td> <td>営業用 3,000円、3,800円、4,500円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 6,000円</td> <td>自家用 4,000円、5,000円、6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※三輪、四輪以上のものは、その他(グリーン化特例による軽減)あり。</p>	原動機付自転車	軽自動車	50cc以下又は0.6kW以下 2,000円	二輪のもの 3,600円	特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) 2,000円	三輪のもの 3,100円、3,900円、4,600円	50cc超90cc以下又は0.6kW超0.8kW以下 2,000円	四輪以上のものうち	90cc超125cc以下又は0.8kW超1kW以下 2,400円	1 乗用のもの	ミニカー 3,700円	営業用 5,500円、6,900円、8,200円	小型特殊自動車	自家用 7,200円、10,800円、12,900円	農耕作業用自動車 2,400円	2 貨物用のもの	その他のもの 5,900円	営業用 3,000円、3,800円、4,500円	二輪の小型自動車 6,000円	自家用 4,000円、5,000円、6,000円
原動機付自転車	軽自動車																				
50cc以下又は0.6kW以下 2,000円	二輪のもの 3,600円																				
特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) 2,000円	三輪のもの 3,100円、3,900円、4,600円																				
50cc超90cc以下又は0.6kW超0.8kW以下 2,000円	四輪以上のものうち																				
90cc超125cc以下又は0.8kW超1kW以下 2,400円	1 乗用のもの																				
ミニカー 3,700円	営業用 5,500円、6,900円、8,200円																				
小型特殊自動車	自家用 7,200円、10,800円、12,900円																				
農耕作業用自動車 2,400円	2 貨物用のもの																				
その他のもの 5,900円	営業用 3,000円、3,800円、4,500円																				
二輪の小型自動車 6,000円	自家用 4,000円、5,000円、6,000円																				

申告期限	賦課期日	徴収方法	納 期
(個人) 特別徴収義務者からの 給与支払報告書 1月31日 申告書 3月17日 (法人) 事業年度終了の日から 2カ月以内	(個人) 1月1日	(個人) 普通徴収 給与特別徴収 年金特別徴収 (法人) 申告納付	(個人) 普通徴収 第1期 6月1日～ 7月1日 第2期 8月1日～ 9月2日 第3期 10月1日～ 10月31日 第4期 1月1日～ 1月31日 (※令和6年度の場合) 給与特別徴収 6月から翌年5月までの12回、 各月徴収したものを翌月10日まで に納入 年金特別徴収 年6回の偶数月に徴収したものを 翌月10日までに納入 (法人) 申告期限と同じ

申告期限	賦課期日	徴収方法	納 期
償却資産のみ 1月31日	1月1日	普通徴収	第1期 5月1日～ 5月31日 第2期 7月1日～ 7月31日 第3期 9月1日～ 9月30日 第4期 12月1日～ 1月6日 (※令和6年度の場合)

申告期限	賦課期日	徴収方法	納 期
取得申告 所有者等となった日から 15日以内 変更申告 変更事由の生じた日から 15日以内 廃車申告 所有者等でなくなった日 から30日以内	4月1日	普通徴収	賦課期日現在分 5月1日～5月31日

④ 軽自動車税（環境性能割）

納税義務者	課税標準及び税率		
新車・中古車を問わず、購入価格が50万円を超える軽自動車（3輪以上の車両）を対象に、取得時に課税	軽自動車の燃費性能等に応じ、取得価格に、次の表の税率を乗じた額		
	燃費基準達成度等	自家用 ※3	営業用
	電気自動車等 ※1	非課税	非課税
	★★★★かつ令和12年度燃費基準80%以上達成 かつ令和2年度燃費基準達成（乗用車） ※2	非課税	非課税
	★★★★かつ令和4年度燃費基準+5%以上達成 （車両総重量2.5t以下のトラック） ※2	非課税	非課税
	★★★★かつ令和12年度燃費基準70%以上達成 かつ令和2年度燃費基準達成（乗用車） ※2	1.0%	0.5%
	★★★★かつ令和4年度燃費基準達成 （車両総重量2.5t以下のトラック） ※2	1.0%	0.5%
	★★★★かつ令和12年度燃費基準60%以上達成 （乗用車） ※2	2.0%	1.0%
	★★★★かつ令和4年度燃費基準95%以上達成 （車両総重量2.5t以下のトラック） ※2	2.0%	1.0%
	上記以外	2.0%	2.0%
<p>※1 電気軽自動車（燃料電池軽自動車を含む）及び天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%低減又は平成30年排出ガス基準適合車）である。</p> <p>※2 平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成（★★★★）に限る。</p> <p>※3 消費税引上げに伴い、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した軽自動車（自家用の乗用車に限る。）は、環境性能割の税率が表から1%軽減される。</p>			

⑤ 市たばこ税

納税義務者	課税標準及び税率
製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者	旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき
	平成18年 7月1日から 1,564円
	平成22年10月1日から 2,190円
	平成25年 4月1日から 2,495円
	平成28年 4月1日から 2,925円
	平成29年 4月1日から 3,355円
	平成30年 4月1日から 4,000円
	令和 元年10月1日から 5,692円
	(以降は「旧3級品の紙巻たばこ」以外と同じ)
	紙巻たばこ等1,000本につき
	平成18年 7月1日から 3,298円
	平成22年10月1日から 4,618円
	平成25年 4月1日から 5,262円
	平成30年10月1日から 5,692円
令和 2年10月1日から 6,122円	
令和 3年10月1日から 6,552円	
※その他、手持品課税あり。	

⑥ 入湯税

納税義務者	課税標準及び税率
入湯税特別徴収義務者	入湯客1人1日につき50円 ※平成22年9月30日以前は、入湯料金が1,200円を超える場合に限り、入湯客1人1日につき150円

⑦ 都市計画税

納税義務者	課税標準及び税率
市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	(土地・家屋) 固定資産税に準ずる 税率 0.27/100

申告期限	賦課期日	徴収方法	納 期
新規取得 車両番号の指定を受ける とき その他の取得 事由の生じた日から15日 以内		申告納付 ※当分の間市町村に 代わって東京都が賦 課徴収を行う。	申告期限と同じ

申告期限	賦課期日	徴収方法	納 期
毎月分を各翌月末日までに		申告納付	申告期限と同じ

申告期限	賦課期日	徴収方法	納 期
毎月分を各翌月15日まで に		申告納付	申告期限と同じ

申告期限	賦課期日	徴収方法	納 期
	固定資産税に同じ	固定資産税に同じ	固定資産税に同じ

(2) 税の負担状況（現年課税分）

区 分			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			納税義務者等	納税義務者等	納税義務者等	納税義務者等	納税義務者等
			調定額（円）	調定額（円）	調定額（円）	調定額（円）	調定額（円）
市	個	給与特別徴収	26,128	26,424	26,479	26,656	26,933
			3,323,557,423	3,359,703,364	3,294,584,158	3,342,775,145	3,437,342,584
	人	年金特別徴収	6,942	7,058	7,100	7,137	7,083
			255,678,868	253,829,119	255,293,566	253,937,316	249,253,716
	人	普通徴収	12,948	12,858	12,474	12,682	12,886
			931,389,840	960,397,686	938,836,468	1,085,321,268	1,007,554,474
	人	小計	46,018	46,340	46,053	46,475	46,902
			4,510,626,131	4,573,930,169	4,488,714,192	4,682,033,729	4,694,150,774
	税	法人	1,883	1,895	1,943	1,999	2,056
			413,543,200	360,533,600	351,282,100	381,174,000	343,978,700
純固定資産税			31,507	31,683	31,894	32,906	33,106
			4,421,218,800	4,459,727,300	4,279,725,600	4,496,584,800	4,986,260,400
国等固定資産交付金			2	2	2	2	2
			2,778,000	3,314,800	2,779,900	2,678,400	3,076,400
軽自動車税 （種別割）			29,781	29,802	30,532	30,434	31,323
			199,956,400	204,604,200	215,790,800	220,629,400	230,623,300
軽自動車税 （環境性能割）			187	773	914	999	1,231
			3,401,300	13,650,900	16,352,400	21,779,500	27,725,500
市たばこ税			37	38	37	8	8
			406,833,860	415,169,880	441,173,007	466,395,027	467,949,855
入湯税			1	1	1	1	1
			11,313,200	6,739,500	7,652,900	10,259,650	9,999,400
都市計画税			26,668	26,845	27,053	27,240	27,419
			854,911,900	866,105,800	831,799,400	848,455,100	912,609,300
合 計			10,824,582,791	10,903,776,149	10,635,270,299	11,129,989,606	11,676,373,629

(3) 徴税経費等調

(単位：千円)

区分		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
税収入額	(1) 市 税		10,825,007	10,884,230	10,651,879	11,129,224	11,649,181
	個人の都民税		2,973,634	3,010,533	2,958,723	3,085,457	3,081,454
	(2) 合 計		13,798,641	13,894,763	13,610,602	14,214,681	14,730,635
徴 税 費	人件費	基 本 給	119,094	112,976	111,561	106,609	109,180
		諸 手 当	80,563	76,415	71,844	69,728	76,297
		(イ) 超過勤務手当	5,355	5,823	5,443	6,042	7,426
		(ロ) 税 務 手 当	4	2	3	2	2
		(ハ) その他の手当	75,204	70,590	66,398	63,684	68,869
		そ の 他	37,649	41,520	7,309	8,259	9,152
		(3) 小 計	237,306	230,911	190,714	184,596	194,629
	需用費	旅 費	205	185	226	291	289
		賃 金	6,943	0	0	0	0
		そ の 他	71,541	79,954	56,717	62,728	90,534
		(4) 小 計	78,689	80,139	56,943	63,019	90,823
	報奨金 及びこれに類 する経 費	納期前納付の報奨金	0	0	0	0	0
		納税貯蓄組合補助金	0	0	0	0	0
		納 税 奨 励 金	0	0	0	0	0
		そ の 他	0	0	0	0	0
		小 計	0	0	0	0	0
	その他	そ の 他	69,199	36,695	37,246	73,458	41,943
		(5) 合 計	385,194	347,745	284,903	321,073	327,395
	都 民 税 徴収取扱費	納税義務者数等を 基準にした金額	123,024	123,327	123,294	123,648	126,896
		報奨金の額に相当 する金額	0	0	0	0	0
		(6) 合 計	123,024	123,327	123,294	123,648	126,896
(7)	(5) - (6)	262,170	224,418	161,609	197,425	200,499	
税収入額に対する 徴税費の割合 (%)	(5) / (2)	2.8	2.5	2.1	2.3	2.2	
	(7) / (1)	2.4	2.1	1.5	1.8	1.7	
徴 税 職 員 数 (人)		35	35	34	34	34	

(4) 市税決算

区 分		令和元年度		令和2年度			
		調定額	収入額	調定額	収入額		
市 民 税	個 人	現年課税分	4,510,626	4,474,172	4,573,930	4,528,254	
		滞納繰越分	97,923	39,871	91,106	41,250	
		小 計	4,608,549	4,514,043	4,665,036	4,569,504	
	法 人	現年課税分	413,543	411,350	360,534	346,435	
		滞納繰越分	3,769	1,609	4,024	1,529	
		小 計	417,312	412,959	364,558	347,964	
	合 計		5,025,861	4,927,002	5,029,594	4,917,468	
	固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	4,421,219	4,404,006	4,459,727	4,443,046
			滞納繰越分	41,413	15,620	40,485	14,327
小 計			4,462,632	4,419,626	4,500,212	4,457,373	
交付金・納付金		2,778	2,778	3,315	3,315		
合 計		4,465,410	4,422,404	4,503,527	4,460,688		
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	199,957	197,941	204,604	202,985	
		滞納繰越分	5,598	1,183	5,613	1,479	
		小 計	205,555	199,124	210,217	204,464	
	環 境 性 能 割	現年課税分	3,401	3,401	13,651	13,651	
		滞納繰越分	0	0	0	0	
		小 計	3,401	3,401	13,651	13,651	
	合 計		208,956	202,525	223,868	218,115	
市 た ば こ 税	現年課税分		406,834	406,834	415,170	415,470	
	滞納繰越分		0	0	0	0	
	合 計		406,834	406,834	415,170	415,470	
入 湯 税	現年課税分		11,313	11,313	6,740	6,740	
	滞納繰越分		0	0	0	0	
	合 計		11,313	11,313	6,740	6,740	
都 市 計 画 税	現年課税分		854,912	851,476	866,106	863,033	
	滞納繰越分		7,901	3,453	7,685	3,016	
	合 計		862,813	854,929	873,791	866,049	
総 合 計		10,981,187	10,825,007	11,052,690	10,884,530		

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
4,488,714	4,458,599	4,682,034	4,649,727	4,694,151	4,651,668
91,508	32,921	85,072	32,307	83,548	24,232
4,580,222	4,491,520	4,767,106	4,682,034	4,777,699	4,675,900
351,282	349,744	381,174	380,192	343,979	342,466
15,969	13,583	3,548	730	3,657	575
367,251	363,327	384,722	380,922	347,636	343,041
4,947,473	4,854,847	5,151,828	5,062,956	5,125,335	5,018,941
4,279,726	4,265,438	4,496,585	4,484,212	4,986,260	4,971,251
40,859	16,394	36,536	12,852	34,236	9,658
4,320,585	4,281,832	4,533,121	4,497,064	5,020,496	4,980,909
2,780	2,780	2,678	2,678	3,076	3,076
4,323,365	4,284,612	4,535,799	4,499,742	5,023,572	4,983,985
215,791	213,927	220,629	218,516	230,641	228,315
5,188	1,127	5,131	925	5,385	932
220,979	215,054	225,760	219,441	236,026	229,247
16,352	16,352	21,780	21,780	27,726	27,726
0	0	0	0	0	0
16,352	16,352	21,780	21,780	27,726	27,726
237,331	231,406	247,540	241,221	263,752	256,973
441,173	441,173	466,395	466,395	467,950	467,950
0	0	0	0	0	0
441,173	441,173	466,395	466,395	467,950	467,950
7,653	7,653	10,260	10,260	9,999	9,999
0	0	0	0	0	0
7,653	7,653	10,260	10,260	9,999	9,999
831,799	829,055	848,455	846,040	912,609	909,653
7,472	3,133	6,779	2,610	6,421	1,679
839,271	832,188	855,234	848,650	919,030	911,332
10,796,266	10,651,879	11,267,056	11,129,224	11,809,638	11,649,181

(5) 市税決算収入額における税目構成の推移

(単位:千円)

